

後 期 高 齡 者 医 療
特 別 會 計

後期高齢者医療特別会計〔健幸福祉部 国保年金課 所管〕

1. 概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が急激に増大する中で、世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、老人保健制度に代わる制度として平成20年4月に創設された。

県においては、県内すべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が後期高齢者医療の運営主体となり、被保険者の認定や保険料の賦課、医療の給付や保健事業等を行い、市町村は各種届出の申請受付や相談業務などの窓口業務、保険料の徴収などを行う。

市における令和4年12月末現在の被保険者数は7,750人となっており、前年と比較すると9.4%の増となっている。今後も被保険者数の更なる増加により、規模が拡大していくことが想定される。

2. 歳入の状況

(単位:千円、%)

款	項	5年度	構成比	4年度	構成比	増減額	増減率
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	743,066	84.1	652,484	83.4	90,582	13.9
使用料及び手数料	手数料	1	0.0	25	0.0	△24	△96.0
繰入金	他会計繰入金	139,870	15.8	125,825	16.1	14,045	11.2
繰越金	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
諸収入		1,180	0.1	3,902	0.5	△2,722	△69.8
	延滞金、加算金及び過料	100	0.0	100	0.0	0	0.0
	償還金及び還付加算金	1,080	0.1	1,080	0.1	0	0.0
	雑入	0	0.0	2,722	0.4	△2,722	皆減
歳入合計		884,118	100.0	782,237	100.0	101,881	13.0

3. 歳出の状況

(単位:千円、%)

款	項	5年度	構成比	4年度	構成比	増減額	増減率
総務費		31,880	3.6	33,424	4.3	△1,544	△4.6
	総務管理費	27,113	3.1	29,640	3.8	△2,527	△8.5
	徴収費	4,767	0.5	3,784	0.5	983	26.0
後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	850,157	96.2	746,732	95.5	103,425	13.9
諸支出金		1,081	0.1	1,081	0.1	0	0.0
	償還金及び還付加算金	1,080	0.1	1,080	0.1	0	0.0
	繰出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	予備費	1,000	0.1	1,000	0.1	0	0.0
歳出合計		884,118	100.0	782,237	100.0	101,881	13.0

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,541	7,995	△ 2,454	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,541	7,995	△ 2,454	事務費等繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

75歳（一定の障がいのある方は65歳）以上の高齢者は、医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受ける。茨城県においては、茨城県後期高齢者医療広域連合が保険者としての役割を担い市は申請等の窓口や保険料の徴収をおこなっている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

後期高齢者医療に関する事務を円滑に行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

後期高齢者医療被保険者への、保険証の年次更新事務（7月中旬郵送）及び75歳年齢到達により後期高齢者保険加入者へ保険証の発送、発行の事務を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,767	3,784	983	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,767	3,784	983	事務費等繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、後期高齢者医療保険料徴収業務を市町村が行うこととなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

後期高齢者医療保険財政の財源を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

被保険者へ納付書等の送付、収納管理及び徴収等を行う。徴収は、納付書等での納付となる普通徴収（7月から翌年2月までの8期）と年金天引きとなる特別徴収（4月、6月、8月、10月、12月、2月の6期）の2通りの徴収方法により行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	850,157	746,732	103,425	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	850,157	746,732	103,425	現年度分特別徴収保険料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、市は被保険者が納付した保険料等を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県後期高齢者医療広域連合の健全な財政運営を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

被保険者が納付した保険料等を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する。また、保険料軽減措置により減額された保険料を保険基盤安定制度により公費(県3/4、市1/4)で補填し納付する(保険基盤安定納付金)。

